

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

大阪読売防犯協力会

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府（以下「甲」という。）と大阪府下の読売センター（以下「Y C」という。）で構成する大阪読売防犯協力会（以下「乙」という。）は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙及びY Cの営業活動（新聞配達や集金業務など）を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、Y Cに対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、店舗等における高齢者見守り等が円滑に行われるよう、次の各号（以下「高齢者見守り活動等」という。）に取り組むものとする。

（1）認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙（構成Y Cを含む。）は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、市町村等からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「SOS見守りネットワーク」への参画に努めるものとする。

（2）認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

① 乙（構成Y Cを含む。）は、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認

知症サポーター養成講座」の受講を推進する。

- ② 乙（構成Y Cを含む。）は、甲及び府内市町村が提供する認知症に対する正しい知識の普及・啓発や高齢者にやさしい地域づくりに関する資料等の配布要請を受けた場合には、業務に支障がない範囲で、新聞折り込みなどに努めるものとする。

（3）高齢者の見守り・安否確認等

- ① 乙（構成Y Cを含む。）は、業務を通じて、地域における高齢者の見守り・安否確認活動に協力し、異変を発見した場合には、地域包括支援センター等関係機関への通報に努めるものとする。
- ② 乙（構成Y Cを含む。）は、業務を通じて、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に適切につながるなど、地域における見守り支援に努めるものとする。

（4）地域活動支援等

乙（構成Y Cを含む。）は、介護予防や高齢者虐待防止など、甲及び府内市町村の高齢者施策や地域活動支援にできる範囲で協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の高齢者見守り活動等に要する費用は乙（構成Y Cを含む。）の負担とする。

（免責）

第5条 乙（構成Y Cを含む。）は、第3条の高齢者見守り活動等が出来なかった場合又は遅れた場合に高齢者に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙（構成Y Cを含む。）は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

（相互連携）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場

合は、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから契約解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月13日

甲 大阪府大阪市中央区大手二丁目1番22号
大阪府
大阪府知事 松井 一郎

乙 大阪府大阪市北区野崎町5番9号 読売新聞大阪本社内
大阪読売防犯協力会
会長 岩城 保彦